

倉敷市社会福祉施設等整備計画（令和８年度母子生活支援施設 創設整備分）募集要領

令和７年５月１２日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

社会福祉法人が行う母子生活支援施設整備に対して助成を行うことにより、経営の安定と入所者の処遇向上を図る。

２ 募集対象施設等

施設種別	整備区分	整備地区	整備施設数
母子生活支援施設※１	創設	市内全域	１施設

※１ １２～１５世帯が入居可能な計画であること。母子室は、床面積３０㎡（壁芯算定）以上で、調理設備・浴室・便所を専用で設ける計画とし、１世帯につき、１室以上とすること。

３ 整備年度

令和８年度中に本体工事に着手し、令和９年度末までに施設整備が完了すること。また、令和１０年４月１日より運営が可能である整備計画であること。

４ 計画選定後の留意事項

（１） この募集要領における施設整備補助金を活用した母子生活支援施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３８条に定める施設）整備は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会（以下「審査会」という。）において選定され、かつ、国の補助制度等に本市の整備計画が採択されるとともに、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決された場合に施設整備を行うものとする。

（２） 審査会において選定された団体であって、計画が令和８年度中に国において選定されなかった場合には、令和９年度整備分の整備予定団体としての権利を有することとし、国へ優先的に補助協議を行う。

５ 募集期間・応募方法

（１） 募集期間

令和７年５月１２日（月）から令和７年９月１２日（金）午後５時１５分まで

(2) 応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理されること。（郵送は不可とする。）

(3) 提出部数等

A 4 判ドッチファイル（色指定なし）に、番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのインデックスを付ける。）を挟み、2 部提出すること。なお、提出された事業計画書は、返還しない。

(4) 注意事項

次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

ア 募集の条件に適合しない場合

イ 令和 8 年度中に、本体工事に着手し、かつ、一定程度の進捗（10%以上）が見込めないと判断される整備計画の場合

ウ 書類の不備が認められる場合

(5) 応募・問合せ先

〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局保健福祉推進課

TEL 086-426-3303

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1016620.html>

6 応募資格

次の（１）～（３）に掲げる要件を全て満たし、かつ、（４）・（５）の条件のいずれかに合致する社会福祉法人

（１） 県内に法人本部を有していること。

（２） 法人及び法人の代表者に税（国税、岡山県税及び倉敷市税）の滞納がないこと。

（３） 本市の児童福祉施策を十分に理解し、積極的に協力する用意があること。

（４） 母子生活支援施設を現に運営していること。

（５） 県内で児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に定める施設）を現に運営していること。

7 審査方法

- (1) 施設整備に係る審査・選定は、審査会において行う。
- (2) 審査する項目に基礎項目と評価項目を設け、基礎項目のうち必須とする項目に一つでも不適合があれば審査対象外（失格）とする。基礎項目及び評価項目を採点し、選定基準点を満たした計画のうち上位の計画から補助協議の対象施設として選定する。

8 今後のスケジュール（予定）

令和7年 10月頃 事業計画に対する詳細をヒアリング

12月下旬 審査会において、整備対象となる事業計画を選定（法人によるプレゼンテーションも審査する。）

令和8年 1月 選定された事業計画の法人名・代表者名等を公表

9 施設整備の方針

(1) 建物及び設備計画

ア 建物及び設備計画は、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、消防法、国通知、その他関係法令等の規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

イ 倉敷市福祉のまちづくり条例（平成9年倉敷市条例第24号）第3章第1節に定める生活関連施設の規定に適合するものであること。

ウ 減災対策、感染症対策、環境に配慮した計画とするよう努めること。

エ 母子室、集会室、学習室、相談室、静養室、事務室の各室を整備すること。

オ 集会・学習を行う部屋については、原則独立して設けること。（兼用不可）ただし、可動間仕切などで独立利用出来る一体利用は可とする。

カ 出入口等は入所者用とそれ以外（地域交流用）を別にするなど、セキュリティには十分配慮した計画とすること。

(2) 運営計画

ア 入所母子への支援内容については、児童福祉法等関係法令、条例等の他、母子生活支援施設運営指針（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等を基本とすること。また、運営にあたっては24時間職員が常駐する計画とすることとし、宿直体制等を整えるなど夜間の安全管理のため設備も併せて検討すること。

イ 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月3

0 日厚生省発児第 8 6 号) 等に定める措置費及び附帯事業の委託料等により運営を行うこと。

ウ 本事業に併せて、子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）、トワイライトステイ事業、緊急一時保護事業を実施すること。

(3) 資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、用地取得費、造成費、建築費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有するとともに、補助額の減少や事業費高騰等不測の事態に対応できるよう余裕をもった資金計画とし、予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

(4) 補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市民間社会福祉施設等整備費補助金交付要綱、倉敷市民間母子生活支援施設整備費補助金交付要綱等により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

(5) 用地

ア 事業を行うための用地は所有権を有していること、または国若しくは市から貸与若しくは使用許可を受けていること。

イ 計画地については、事前に関係部局と協議し、開発の許可等を受けることができる計画であること。

ウ 自家用車利用を想定し、利用者のための駐車スペースの確保も検討すること。

エ 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域、浸水被害防止区域への創設は原則的には認められないことに留意すること。

オ 計画地は、公共交通機関などが利用し易い交通利便性の高い場所へ立地すること。

(5) 借入金

借入れは、福祉医療機構からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。なお、協調融資による借入れを計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

(6) 地域住民との調整

計画地域における住民に対し、理解と協力を得られるよう施設整備に関する説明会を行うとともに協議録を作成すること。また、隣地地権者等から同意書を取得すること。

ただし、土地の一筆又は複数筆の一部を新たに事業計画地として使用する場合には、同意書を求める隣接地権者の範囲について、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

なお、説明すべき地域の範囲については、地域の実情を十分に把握し判断すること。説明すべき地域の範囲について疑義がある場合には、事前に保健福祉推進課に確認を行うこと。

10 その他

- (1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定したわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国補助等の内示が得られた場合にのみ補助対象となることに留意すること。
- (2) 施工業者等の選定は補助金の内示後に行うこと。また、施工業者等の選定に当たっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。なお、工事入札については、設計者は参加できない。
- (3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守すべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。
- (5) 応募書類は、提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- (6) この要領で示している対象事業は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。
- (7) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金返還の可能性のあることに留意すること。